



その野焼き 迷惑になっていませんか？

周辺の地域に

野焼き以外の方法をご検討ください

焼却灰を
肥料にしたい

市販の草木灰を
活用する

害虫予防
のため

市販の農薬等を
使用する

稲わら等を
処分したい

清掃工場に持ち込む(20kg340円)
または
堆肥化させる(ボカシ剤を利用)

警戒中



河内長野市内で野焼きが飛び火して隣接する建物が全焼する火災が発生したことがあります。

廃棄物処理法では 屋外での焼却は 原則禁止です

農業者が行ういわゆる「野焼き」は、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で、農業を営むためにやむを得ない場合に限られています。

- 農作物以外の焼却は禁止
ビニール類の焼却も禁止です
- 人が付いて延焼予防を徹底する
必ず消火用の水を用意し、日中に行う
- 近隣住民に配慮する
焼却量は必要最小限度とし、時間帯や風向きなどを考慮する

例外的に認められる焼却（野焼き）であっても、市では煙等による被害の通報があれば、職員が現場を確認の上、消火（野焼きの自粛）をお願いしています。

また、火災と紛らわしい煙または火炎を発生する恐れがある場合は、事前に消防署へ届出が必要です*。延焼等の恐れがある場合は必要な行政指導等を行う場合もありますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

* 消防署への届出は、野焼きを認めるものではありません。